

○電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>別表第八 令別表第 1 第 6 号から第 9 号まで及び別表第 2 第 7 号から第 11 号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p> <p>1 (略)</p> <p>2 令別表第 1 第 6 号から第 9 号まで及び別表第 2 第 7 号から第 11 号までに掲げる交流用電気機械器具</p> <p>(1) 電気ストーブ、サウナバス用電熱器、スチームバス用電熱器、電気火ばち及び鑑賞植物用ヒーター</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 電気ストーブにあつては、次に適合すること。</p> <p><u>a 赤熱する発熱体が外部から見える構造のものにあつては、遠隔操作機構（有線式のものを除く。）の操作によつて電源回路を閉路できないこと。ただし、高所取付け形のものにあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>b 赤熱する発熱体を有するものにあつては、保護柵又は保護網を取り付けてあること。この場合において、保護柵又は保護網は、直径 50mm の鋼球が通過せず、かつ、発熱体に接触しない構造であること。</u></p> <p><u>c b に掲げるもの以外のものにあつては、発熱体には別表第四 1(2)ハの図に示す</u></p>	<p>別表第八 令別表第 1 第 6 号から第 9 号まで及び別表第 2 第 7 号から第 11 号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p> <p>1 (略)</p> <p>2 令別表第 1 第 6 号から第 9 号まで及び別表第 2 第 7 号から第 11 号までに掲げる交流用電気機械器具</p> <p>(1) 電気ストーブ、サウナバス用電熱器、スチームバス用電熱器、電気火ばち及び鑑賞植物用ヒーター</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 電気ストーブにあつては、次に適合すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>a 赤熱する発熱体を有するものにあつては、保護柵又は保護網を取り付けてあること。この場合において、保護柵又は保護網は、直径 50mm の鋼球が通過せず、かつ、発熱体に接触しない構造であること。</u></p> <p><u>b a に掲げるもの以外のものにあつては、発熱体には別表第四 1(2)ハの図に示す</u></p>

試験指が触れない構造であること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

ロ～ホ (略)

(2)～(70の2) (略)

(70の3) 事務用印刷機、あて名印刷機、タイムレコーダー、タイムスタンプ、電動タイプライター、帳票分類機、文書細断機、電動断裁機、コレクター、紙とじ機、穴あけ機、番号機、チェックライター、硬貨計数機、紙幣計数機、ラベルタグ機械、洗濯物仕上機械及び 洗濯物折畳み機械

イ 構造

文書細断機(3相200V以上の電源に直接接続して使用される据置き形のものを除く。)にあつては、次に適合すること。

(イ) 文書投入口の近傍の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、JIS S0101(2000)「消費者用警告図記号」の「6.2.1 一般注意」に定める図記号及び次に掲げる使用上の注意事項を表示すること。

a 子供が使用することにより傷害等の危害が発生するおそれがある旨

b 文書投入口に手を触れることにより細断機構に引き込まれるおそれがある旨

c 文書投入口に衣類が触れることにより細断機構に引き込まれるおそれがある旨

d 文書投入口に髪の毛が触れることにより細断機構に引き込まれるおそれがある旨

e 整流子電動機を内蔵した製品にあつて

試験指が接触しない構造であること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

ロ～ホ (略)

(2)～(70の2) (略)

(70の3) 事務用印刷機、あて名印刷機、タイムレコーダー、タイムスタンプ、電動タイプライター、帳票分類機、文書細断機、電動断裁機、コレクター、紙とじ機、穴あけ機、番号機、チェックライター、硬貨計数機、紙幣計数機、ラベルタグ機械、洗濯物仕上機械及び 洗濯物折り畳み機械

(新設)

は、可燃性ガスを噴射することにより引火又は爆発するおそれがある旨

(ロ) 傷害等の危害の発生を防止するために作動する安全インターロックは、通常の使用状態において図 1 に掲げる試験指によりその作動が妨げられない構造であること。

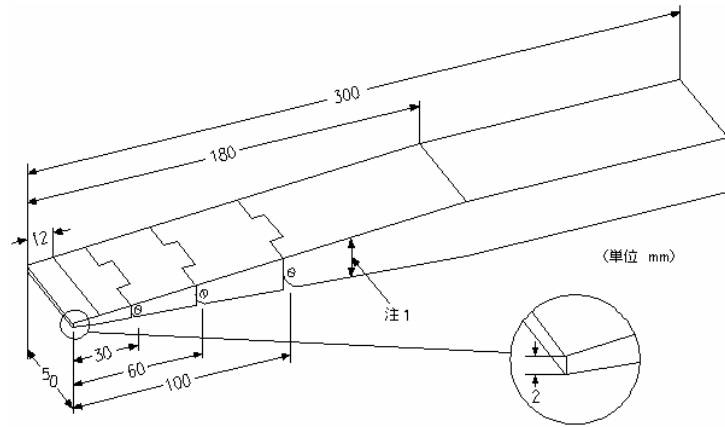
(ハ) 器体の容易に操作できる位置に、細断機構その他傷害等の危害が発生するおそれのある可動部の電源を開閉できるスイッチを設け、かつ、当該スイッチの開閉の操作又は開閉の状態を見やすい箇所に文字又は記号により表示すること。

(ニ) 器体の開口部は、次に適合すること。

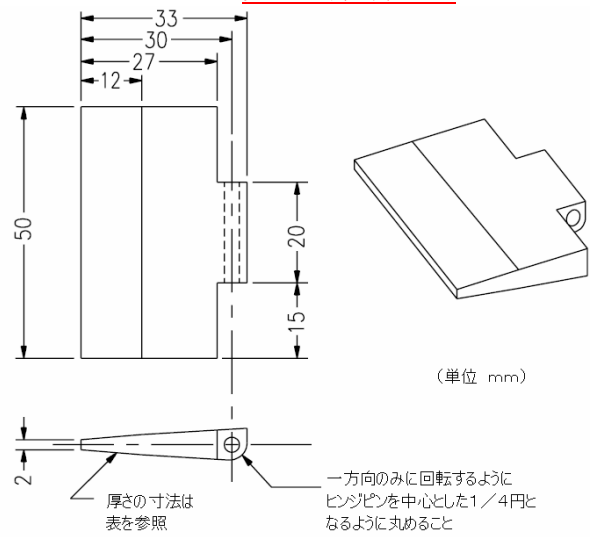
a 試験品を通常の使用状態に置き、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で、器体のすべての開口部に対して、図 1 に掲げる試験指を差し込んだとき、細断機構その他傷害等の危害が発生するおそれのある可動部に試験指が触れないこと。

b 容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で、文書投入口に対して、開口部のあらゆる方向に、図 2 に掲げるくさび形プローブを、ストレートカット方式のものにあつては 45N、クロスカット方式のものにあつては 90N の力を加えて押し込んだとき、細断機構その他傷害等の危害が発生するおそれのある可動部に当該プローブが触れないこと。この場合において、当該プローブの質量が試験に影響しないようにすること。

図 2 くさび形プローブ



尖端部詳細



<u>プローブ先端からの距離</u>	<u>プローブの厚さ (mm)</u>
<u>0</u>	<u>2</u>
<u>12</u>	<u>4</u>
<u>180</u>	<u>24</u>

(備考) 1 プローブの厚さは、直線的に変化するものとする。ただし、表の左欄に掲げる箇所で傾斜を変化させること。

2 プローブの寸法の許容差は±0.127 mmとする。

ロ 絶縁性能

附表第三 1 及び 2 の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 平常温度上昇

通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えて連続して運転し、各部の温度上昇がほぼ一定となった時（短時間定格のものにあつては、その表示された定格時間に等しい時間が経過した時）の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。

イ 絶縁性能

附表第三 1 及び 2 の試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ 平常温度上昇

通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えて連続して運転し、各部の温度上昇がほぼ一定となった時（短時間定格のものにあつては、その表示された定格時間に等しい時間が経過した時）の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。